

令和8年3月25日
南 関 東 防 衛 局

お 知 ら せ

平素より、防衛省に対する御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

南関東防衛局では、厚木飛行場に係る第一種区域等の見直しを進めているところ、この度、関係自治体への説明等の所要の手続きを終えたことから、令和8年3月25日に新たな第一種区域等の指定等に係る告示を官報に掲載しました。（適用日は、令和9年10月1日）

今般の第一種区域等の見直しにより、新たな第一種区域内において令和9年10月1日までに建築された住宅を全て防音工事の対象とするとともに、区域によって工法は異なりますが、家屋全体を防音工事の対象とする外郭防音工事で実施することとしております。

また、現在、防音工事等の対象となっている住宅が対象外となる場合には、経過措置として、令和9年9月30日までに希望されれば、従来と同じ内容の防音工事等を実施することとしております。

そして、厚木飛行場周辺にお住まいの住民の皆様への周知を図るため、リーフレット（南関東防衛局からのお知らせ）を今後各戸に配付し、当局WEBサイトでも周知していくこととしております。また、住民の皆様のご個別具体的な御質問に適時適切にお答えできるように「南関東防衛局コールセンター」を設置させていただきます。